

四日市市告示第 5 2 8 号

四日市市生産緑地地区指定要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 8 年 9 月 2 9 日

四日市市長 森 智広

四日市市生産緑地地区指定要綱の一部を改正する要綱

四日市市生産緑地地区指定要綱（平成 2 6 年四日市市告示第 3 8 9 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（指定しない農地） 第 3 条 前条の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する農地は、生産緑地地区として指定は行わないものとする。 (1) （略） (2) 農地法（昭和 2 7 年法律第 2 2 9 号）第 4 条第 1 項第 7 号及び同法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用の届出が行われているもの。<u>ただし、届出後の状況の変化により、現に再び農業の用に供されている土地で、将来的にも営農が継続されると市長が認める場合を除く。</u>	（指定しない農地） 第 3 条 前条の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する農地は、生産緑地地区として指定は行わないものとする。 (1) （略） (2) 農地法（昭和 2 7 年法律第 2 2 9 号）第 4 条第 1 項第 7 号及び同法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用の届出が行われているもの。

附 則

この要綱は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

（都市整備部都市計画課）